

連結親法人である中小企業者等に対する同族会社の特別税率の不適用制度に関する明細書

連結事業年度	・ ・ ・ ・	連結親法人名	
--------	------------	--------	--

平十五・四・一以後終了連結事業年度分

御注意

三項該当は、平成15年4月1日以後に開始する連結事業年度から適用されますので、御注意ください。

適用該当号の区分		1	措置法第68条の109第()項第()号該当
一 項 一 号 該 当	設立の日	2	平・平 措置法令第39条の128第1項()号 平・平
	連結親法人の中小企業者の判定	3	新事業創出促進法第2条第3項第()号該当
	連結親法人の主たる事業	4	業
	連結親法人の資本の額又は出資の総額	5	円
	連結親法人が常時使用する従業員の数	6	人
一 項 二 号 該 当	連結親法人の実施計画の認定年月日	7	平・平
	連結親法人が実施する新事業分野開拓のための事業の内容	8	
	当期末における連結親法人の事業の状況	9	
二 項 該 当	連結親法人の中小企業者の判定	10	中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法第2条第1項第()号該当
	連結親法人の主たる事業	11	業
	連結親法人の資本の額又は出資の総額	12	円
	連結親法人が常時使用する従業員の数	13	人
	当期前1年以内に開始した各連結事業年度	14	平・平 ~ 平・平
	同上の試験研究費の額及び開発費の額の合計額	15	円
	(14)の各連結事業年度の総収入金額の合計額	16	円
三 項 該 当	試験研究費等の割合 $\frac{(15)}{(16)}$	17	%
	連結親法人の当期末の資本又は出資の金額	18	円
	前年度総資産額の合計額	19	円
	前年度自己資本額の合計額	20	内 円
添 付 書 類	措置法第68条の109第1項第1号		登記簿謄本又はその写し
	措置法第68条の109第1項第2号		イ 主務大臣が新事業創出促進法第11条の2第1項に規定する認定(同法第11条の3第1項の認定を含む。)をした旨を証する書類 ロ 同号に規定する認定計画の計画書の写し
	措置法第68条の109第2項		措置法施行令第39条の128第4項各号に規定する総収入金額及び試験研究費等の額の合計額の明細書(同項の規定の適用がある連結事業年度に限る。)

連結親法人である中小企業者等に対する同族会社の特別税率 の不適用制度に関する明細書の記載の仕方

- 1 この明細書は、措置法第68条の109（連結親法人である中小企業者等に対する同族会社の特別税率の不適用等）の規定の適用を受ける場合に連結確定申告書に添付することとされている措置法規則第22条の80各号に定める書類に代えて添付する場合に記載します。
- 2 「適用該当号の区分1」には、措置法第68条の109第1項各号又は第2項若しくは第3項のいずれの号又は項に該当するものであるかを記載します。
- 3 「一項一該当」の各欄は、次により記載します。
 - (1) 「設立の日2」には、連結親法人又はその連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の設立の日のうち最も早い日を記載するとともに、当該連結親法人又はその連結子法人の登記簿謄本又はその写しを添付します。

この場合において、措置法施行令第39条の128第1項各号のいずれかに該当する場合は、()内にその該当号及び当該各号に定める日に該当する年月日を記載するとともに、当該各号に定める連結親法人、他の同族会社、被合併法人又は分割法人の登記簿謄本又はその写しを添付します。
 - (2) 「連結親法人の中小企業者の判定3」の()内には、連結親法人が新事業創出促進法第2条第3項各号に定める中小企業者のうちいずれに該当するかに応じ、その該当号を記載します。
 - (3) 「連結親法人の主たる事業4」から「連結親法人が常時使用する従業員の数6」までは、連結事業年度終了の時の現況により記載します。
- 4 「一項二該当」の各欄は、次により記載します。
 - (1) 「連結親法人の実施計画の認定年月日7」には、新事業創出促進法第11条の2第1項に規定する実施計画について連結親法人が主務大臣の認定を受けた年月日を記載します。
 - (2) 「連結親法人が実施する新事業分野開拓のための事業の内容8」には、新事業創出促進法第11条の3第2項の認定計画に従って連結親法人が実施している同項に規定する新事業分野開拓のための事業の内容を簡記します。
 - (3) 「当期末における連結親法人の事業の状況9」には、当期末における上記(2)の事業の実施状況を記載します。
- 5 「二項該当」の各欄は、次により記載します。
 - (1) 「連結親法人の中小企業者の判定10」の()内には、連結親法人が中小企業の創造的・事業活動の促進に関する臨時措置法第2条第1項各号に定める中小企業者のうちいずれに該当するかに応じ、その該当号を記載します。
 - (2) 「連結親法人の主たる事業11」から「連結親法人が常時使用する従業員の数13」までは、連結事業年度終了の時の現況により記載します。
 - (3) 「当期前1年以内に開始した各連結事業年度14」には、当期前1年以内に開始した各連結事業年度が複数ある場合にはその複数の連結事業年度を記載します。

ただし、当期が措置法施行令第39条の128第4項に定める最初連結親法人事業年度である場合には、「措置法施行令第39条の128第4項適用」と記載します。
- (4) 「同上の試験研究費の額及び開発費の額の合計額15」には、上記(3)に係る各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される連結親法人及びその連結子法人の措置法第68条の9第1項に規定する試験研究費の額及び中小企業の創造的・事業活動の促進に関する臨時措置法施行令第5条第1項に規定する新たな技術若しくは新たな経営組織の採用、市場の開拓又は新たな事業の開始のために特別に支出される費用の額の合計額を記載します。なお、措置法施行令第39条の128第4項の規定の適用がある最初連結親法人事業年度に該当する場合には、同項各号に定める金額の合計額を記載するとともに、同項各号に定める各連結法人のそれぞれの連結事業年度又は事業年度ごとの同項各号に定める金額を記載した明細書を添付します（下記(5)において同じ。）。
- (5) 「(14)の各連結事業年度の総収入金額の合計額16」には、上記(3)に係る各連結事業年度の総収入金額（固定資産又は有価証券の譲渡に係るもの及び合併又は分割による移転に係るものを除きます。）の合計額を記載します。
- 6 「三項該当」の各欄は、次により記載します。
 - (1) 「前年度総資産額の合計額19」には、連結親法人及びその連結子法人の前期末の確定決算に基づく貸借対照表に計上している総資産の帳簿価額の合計額（次のイからホまでに掲げる金額がある場合にはこれを減算し、へに掲げる金額がある場合にはこれを加算します。）を記載します。
 - イ 固定資産の帳簿価額を損金経理により減額することに代えて損金経理により引当金として経理している金額又は利益処分により積立金として積み立てている金額
 - ロ 特別償却準備金として積み立てている金額
 - ハ 土地の再評価に関する法律第3条第1項の規定により再評価を行った土地の同法第7条第1項に規定する再評価差額に相当する金額
 - ニ その他有価証券（売買目的有価証券及び満期保有目的等有価証券以外の有価証券）に係る評価益等相当額
 - ホ その連結法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人に対する負債（借入金その他利子の支払の基因となるものに限ります。）の額に相当する金額
 - ヘ その他有価証券に係る評価損等相当額
 - (2) 「前年度自己資本額の合計額20」は、連結親法人及びその連結子法人の前期末の資本の金額又は出資金額、連結個別資本積立金額及び連結個別利益積立金額の合計額を記載します。なお、措置法令第39条の34の2第10項に規定する同族株主等に対する負債（借入金その他利子の支払の基因となるものに限ります。）の額がある場合には、その金額を加算し、加算した金額を「20」の内書に記載します。